様式第5の14（第9条の18）

定期講習実施計画届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名称及び代表者の氏名　印

別紙のとおり定期講習の実施計画を作成したので、電気工事士法施行規則第9条の18第1項の規定により届け出ます。

作成した実施計画の年度	

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第5の15（第9条の19）

定期講習実施結果報告書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名称及び代表者の氏名　印

別紙のとおり定期講習業務を実施したので、電気工事士法施行規則第9条の19第1項の規定により報告します。

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

（電気工事士法第四条の三に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令の一部改正）

第二条　電気工事士法第四条の三に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令（平成十三年経済産業省令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「第四条の三」を「第七条第一項」に改め、「等」を削る。

第一条を削る。

第二条中「法」を「電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）」に、「財団法人電気技術者試験センター（昭和五十九年八月一日に財団法人電気技術者試験センターという名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人電気技術者試験センター」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年六月十五日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に改正前の電気工事士法第四条の三に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令第一条の規定による指定を受けている者については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第三条　この省令の規定による改正後の電気工事士法施行規則の規定により、法第四条の三に規定する経済産業大臣が指定する者が行う同条の自家用電気工作物の保安に関する講習は、平成二十五年四月一日から行うものとする。

（検討）

第四条　経済産業大臣は、この省令の施行後おおむね五年以内に、この省令による改正後の電気工事士法施行規則第九条の十から第九条の二十三までの規定について所要の検討を加え、必要があると認めるときには、必要な措置を講ずるものとする。

○経済産業省令第四十三号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条、第十一条第一項、第十二条、第十三条第一項、第二十六条第一項、第四十一条第二項及び第四十二条の規定に基づき、鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第一条　鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「処理」を「処理等」に改め、同条第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　有害物質使用特定施設（当該有害物質使用特定施設に係る鉱山等から水質汚濁防止法第二条第八項に規定する特定地下浸透水を浸透させる場合を除く。）又は同法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）に該当する施設については、同法第十二条の四の環境省令で定める基準に適合すること。

第四十三条第一項の表第十号上欄中「坑廃水処理施設」の下に「及び水質汚濁防止法施行令別表第一第六十二号に掲げる施設（以下「坑廃水処理施設」という。）」を加える。

第四十六条第二項の表第五号中「坑廃水処理施設等」に、「第五条第一項第五号から第八号」を「第五条第一項第五号（当該坑廃水処理施設等が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は同条第二項の規定に該当する場合を除く。）から第九号」に改め、「同条第二項各号の事項」の下に「、有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第五条第三項第四号から第六号までの事項」を加え、同号の次に次のように加える。

変更事項	変更を行った日から三十日以内
五の二　坑廃水処理施設等に係る水質汚濁防止法第五条第一項第一号及び第二号、同条第二項第一号及び第二号の事項、水道水源法第十一条第一項第一号及び第二号の事項、有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第五条第三項第一号及び第二号の事項、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第六条第一項第一号及び第二号の事項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の五第一項第一号及び第二号の事項、粉じん発生施設に係る同法第十八条第一項第一号及び第二号の事項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条の六第二項第一号及び第二号の事項、騒音発生施設に係る騒音規制法第六条第一項及び第二号の事項、振動発生施設に係る振動規制法第六条第一項及び第二号の事項、並びにダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第一号及び第二号の事項について、変更があったとき	